

令和4年第2回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和4年2月22日（火）午後3時から午後5時10分まで
- 2 場所 大分市教育センター4階 大会議室
- 3 出席者 教育長 佐藤 光好  
一番委員 岡野 涼子  
二番委員 廣津留 すみれ  
三番委員 古城 一  
四番委員 上杉 美穂子  
五番委員 古城 和敬
- 4 出席事務局職員  
教育部長 末松 広之  
教育部教育監 高橋 芳江  
審議監兼文化財課長 坪根 伸也  
教育部次長 桑野 徹  
教育部次長兼教育総務課長  
高田 隆秀  
教育部次長兼社会教育課長  
村上 雄二  
大分市美術館副館長兼美術振興課長  
長田 弘通  
学校施設課長 新納 健二  
体育保健課長 清水 篤  
人権・同和教育課長 高橋 秀徳  
大分市教育センター所長  
佐藤 義仁  
教育総務課参事 梶取 隆之  
学校教育課参事 江隈 英明
- 5 書記  
教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課参事補 三嶋 みどり  
教育総務課主査 園田 哲也
- 6 傍聴人 1名
- 7 議題  
(1) 議案  
(教議第7号) 令和3年度3月補正予算について



教議第17号「県費負担教職員の処分について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員  
教育長

(挙手)

全委員賛成と認め、教議第7号から教議第17号までの議案審議は秘密会とします。

なお、残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員  
教育長

(了承)

それでは教議第18号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課参事

教議第18号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、令和6年4月1日に大在東小学校を新たに設置することに伴い、大在小学校及び大在西小学校の通学区域を一部改め、大在東小学校の通学区域を定めようとするものでございます。

改正の具体的な内容は、現在、大在小学校の通学区域である「竹下、城原の一部、浜、政所の一部、曙台一丁目～四丁目、大在浜一丁目・二丁目、汐見一丁目・二丁目、竹下一丁目・二丁目、横塚一丁目・二丁目」を、新たに設置する大在東小学校の通学区域とし、大在西小学校の通学区域である「角子原の一部、望みが丘、大在中央1丁目の一部、角子南二丁目の一部」を大在小学校の通学区域とするものでございます。

なお、この通学区域の線引きにつきましては、令和2年12月に大在地区自治会連合会より提出された要望「大在地区小学校通学区再編について」を基本に、自治会連合会と協議のうえ、設定したものでございます。

つきましては、本委員会でご審議ご決定をいただいた上で、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第18号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第19号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行の解除に関する協議について」を議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第19号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行の解除に関する協議について」ご説明申し上げます。

学校施設が廃校となった場合の財産管理については、教育委員会が補助執行により管理しているところですが、旧今市小学校については、公募型プロポーザル方式により廃校舎等の譲渡に係る受託候補者を決定したところであり、令和3年度中に有償譲渡を行うこととしています。

また、旧野津原西部小学校については、公有財産有効活用等庁内検討委員会における方針決定を踏まえ、大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校として、令和4年7月1日より供用開始することとしています。

教育委員会においては、当該補助執行事務に係る一定の役割を終えるものと考えられますことから、市長の権限に属する事務の一部の補助執行のうち、旧今市小学校の財産管理に関する事務を令和4年4月1日に、旧野津原西部小学校の財産管理に関する事務を令和4年7月1日に解除することにつきまして、地方自治法の規定に基づき、本委員会でご審議のうえ、ご決定いただくとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)



次長兼  
社会教育課長

教議第21号「大分市情報学習センター条例施行規則の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市情報学習センター条例を令和4年4月1日付けで廃止することに伴い、同日付けで大分市情報学習センター条例施行規則を廃止しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長  
全委員

ご質問などありませんか。

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第21号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項1点目「令和3年度監査結果報告書(施設監査)について」

教育総務課長

ご報告申し上げます。

令和4年2月8日付けで、大分市監査委員から大分市教育委員会教育長宛てに、本年度実施した施設監査の結果について報告がありました。

まず、監査の対象及び監査の期間でございますが、小学校12校、中学校4校を対象に、令和3年4月1日から令和3年9月30日に係る施設及び財産管理状況等について、令和3年9月30日から令和4年1月31日の間に監査が実施されました。

なお、坂ノ市小学校、南大分中学校、鶴崎中学校、賀来中学校、大在中学校、坂ノ市中学校につきましては、昨年度の施設監査において指摘があったため、施設の警備状況のみ監査が実施されました。

監査の結果についてでございますが、学校の(1)物品の管理状況では、ア上野ヶ丘中学校の物品の管理について、「適正な管理をされたい」、イ小中学校3校の刃物類の保管、ウ大東中学校の薬品使用簿の記載について、「適正な事務処理をされたい」との指導がございました。

学校の(2)施設の管理状況では、ア小中学校3校の警備業務用機

械装置のセットにおいて、「危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい」との指導がございました。

次に、所管課における（１）施設の管理状況において、学校教育課に対して、ア「防犯安全器具について、設置に関する統一的な基本方針を定めるなど、効果的な活用ができる環境を整備されるよう要望する」との要望事項がございました。

指導を受けた事務処理につきましては、今後適正な事務処理が行われるよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

警備業務用機械装置について、結構な校数でセット漏れがあるようですが、学校の施設管理については大丈夫なのでしょうか。周知徹底は必要ないのでしょうか。

学校施設課長

現在、８３校全ての学校で、警備業務用機械装置のセットによって管理をしています。このような事案が発生した際には、校長から学校施設課長へ報告があり、学校施設課長から適正な管理をするよう指導をしております。また、その後、教育監からの指導も行っております。以後このようなことがないように指導しております。

委員

徹底をお願いいたします。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校教育課参事

報告事項２点目「教職員の時間外在校等時間の状況について」ご報告申し上げます。

「大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、本年度より在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間外在校等時間をお示ししております。

月の平均時間外在校等時間の状況でございますが、その平均時間外在校等時間は８月「８時間２５分」、９月「３０時間２０分」、１０月「４１時間２分」、１１月「３６時間２８分」、１２月「３４時間１

分」となっております。

昨年の同月と比較いたしますと、8月「19時間40分」の減少、9月「8時間9分」の減少、10月「1時間47分」の減少、11月「1時間41分」の増加、12月「1時間6分」の減少でありました。

8月におきましては、昨年同月は夏季休業が短縮されていたため、本年度、大きく減少した数値となっております。

次に、月の時間外在校等時間の45時間、80時間、100時間超過者でございますが、8月に時間外勤務を80時間以上行った職員は、小学校等0%、中学校等0%、9月においては、小学校等0.4%、中学校等0.2%、10月においては、小学校等1.3%、中学校等3.0%、11月においては、小学校等0.7%、中学校等0.6%、12月においては、小学校等0.5%、中学校等0.8%でありました。

80時間超過者数を昨年度の同月と比較いたしますと8月におきましては、小学校等0%、中学校等0.1%の減少、9月、小学校等0.6%、中学校等1.3%の減少、10月、小学校等1.1%、中学校等0.8%の減少、11月、小学校等0.3%の減少、中学校等0.1%の増加、12月、小学校等0.2%、中学校等0.4%の減少でありました。

11月につきまして、中学校においては、9月に計画していた体育大会が新型コロナウイルス感染症対策のため再延期となり、文化発表会と同時期の10月に実施しております。そのため、修学旅行に向けての会議等が体育大会や文化発表会終了後に増加することとなり、時間外在校等時間が増加したものと考えております。

続きまして、管理職の時間外在校等時間の状況でございますが、その平均時間外在校等時間は8月「23時間9分」、9月「49時間58分」、10月「60時間40分」、11月「53時間58分」、12月「51時間20分」となっております。

昨年の同月と比較いたしますと、8月「19時間18分」の減少、

9月「6時間46分」の減少、10月「2時間55分」の減少、11月「55分」の増加、12月「2時間24分」の減少でありました。

次に、月の時間外在校等時間の45時間、80時間、100時間超過者でございますが、8月に時間外勤務を80時間以上行った管理職は、小学校等0%、中学校等0%、9月、小学校等6.0%、中学校等3.3%、10月、小学校等14.6%、中学校等16.9%、11月、小学校等9.4%、中学校等5.0%、12月、小学校等6.0%、中学校等5.0%でありました。

80時間超過者数を昨年度の同月と比較いたしますと8月におきましては、小学校等0%、中学校等0%で増減はございません。9月におきましては、小学校等3.4%、中学校等5.1%の減少、10月、小学校等6.0%、中学校等12.4%の減少、11月、小学校等1.8%、中学校等0.1%の減少、12月、小学校等2.6%、中学校等5.3%の減少でありました。

今後とも「学校の新しい生活様式」を踏まえた教育活動を行う中、引き続き業務改善を行い、働き方改革を一層推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長  
委員

ご質問などございませんか。

以前もお話したかと思えますけれども、口頭で前年度との比較の説明がありましたが、次回から資料に併記するようにお願いします。

また、これも前からお話ししていますが、80時間ももちろんですが、100時間超えの方が減少傾向とは言え、まだいらっしゃるといのは憂慮すべき状況だと思います。特に管理職の方々については、健康問題との相関も言われているところでもあります。鋭意努力をされるということでしたが、具体的に100時間超えの方をゼロにする方針を示していただかないと、とても心配になっております。

委員

管理職のデータは、校長・副校長・教頭をまとめています。校長と教頭を分けた数値を知りたいところでもあります。

学校教育課参事

検討をさせていただきます。

教育長 次回は、そのような形で資料の作成をお願いします。  
委員 負担になるかもしれませんが、ルーティン化したような形でお願いします。

教育長 特に教頭については、校舎の解錠・施錠を行っています。どうしても、勤務時間の前後に時間外勤務が発生してしまいます。これについては、教育委員会としても早めに方向性を示していきたいと思えます。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

副館長兼 報告事項3点目「令和3年度大分市美術館美術品収集及び令和4年度美術振興課長 美術振興課長 特別展（案）について」ご報告申し上げます。

まず、令和3年度美術品収集についてでございますが、4つの収集方針に基づき、23点を購入し、45点を寄贈・移管により収集いたしました。収集作品のジャンル別内訳は下段の表のとおりでございます。この結果、今年度末での収蔵作品は3,318点となったところでございます。

購入した23点のうち、主な作品は、リストNo. 2田能村竹田が最も期待をかけた弟子高橋草坪の「竹林高士図」をはじめ、No. 4竹田と弟子の帆足杏雨による合作、No. 8高山辰雄がヨーロッパ旅行の経験をもとに描いた「芽吹く野」、No. 9二科会の創立メンバーであり、近代洋画の重要な作家、坂本繁二郎がヨーロッパ留学中に描いた作品、No. 10、11大分市出身の現代美術家吉村益信の初期の作品などございまして、購入総額は、1,138万円となっております。

寄贈・移管作品では、No. 11から18大分市佐賀関出身の洋画家平野遼の作品8点、No. 19、20洋画家で文化勲章受章者野見山暁治の作品2点など44点の寄贈を受け、福田平八郎の資料1点を移管しました。

なお、5ページに主な購入作品の図版を掲載しております。

次に、令和4年度特別展（案）についてでございますが、来年度は、9件の特別展を計画しております。展覧会名、会期、内容などは資料のとおりでございます。

春には、マリー・アントワネット、ナポレオン皇妃ジョセフィーヌに愛された、植物画家ルドゥーテの代表作『バラ図譜』全点を中心に、繊細優美なボタニカルアート（植物図譜）の魅力を紹介する「宮廷画家ルドゥーテとバラの物語」、夏には、「みちの歩き方 路上の観察者たち」、子ども向けの企画展「アートワンダーランド2022」と2本の自主企画展で、それぞれ異なったテーマにより、当館所蔵作品の新たな魅力を紹介するとともに、県内外で活動する作家たちの活動を紹介いたします。また、秋には、生誕130年を迎える福田平八郎の作品・資料とともに本市出身の日本画家、首藤雨郊、高倉観崖、牧皎堂の作品・資料により、日本画の展開を紹介する「福田平八郎と大分の日本画家たち」、年明けには、大正時代から昭和初期にかけて描かれた日本画における女性の美を紹介する「培広庵コレクション華麗なる美人画の世界」などを開催いたします。

来年度も幅広く、多くの方に楽しんでいただける展覧会を計画していますので、ぜひ、美術館へ足をお運びいただきたいと思います。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

副館長兼

（お知らせ）

美術振興課長

「特別展 第56回大分市美術展について」

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは次に、教議第7号「令和3年度3月補正予算について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の議案審議となります。傍聴の方は退室をお願いいたします。

教育長  
次長兼  
教育総務課長

それでは、事務局、説明をお願いします。

教議第7号「令和3年度3月補正予算について」ご説明申し上げます。

教育費の補正前の額は、151億6,321万8千円でございますが、今回の補正額は、5億55万円の増で、補正後の額は、156億6,376万8千円でございます。

このうち、教育委員会所管分の補正額につきましては、右側の表のとおり、5億55万円の増で、補正後の額は、136億3,436万2千円でございます。

それでは補正予算の概要についてご説明いたします。

10款2項小学校費の1目学校管理費の1番の小学校運営事業及び3項中学校費の1目学校管理費の1番の中学校運営事業につきましては、国の補正予算における国庫補助内示に伴う事業費を追加計上するもので、必要な感染症対策の徹底など、校長の判断で迅速かつ柔軟に学校教育活動を円滑に継続するための対応ができるよう、各種支援に係る経費を計上するものでございます。

次に、10款2項小学校費の1目学校管理費の2番の小学校施設整備保全事業及び3項中学校費の1目学校管理費の2番の中学校施設整備保全事業につきましては、先ほどと同様、国庫補助内示に伴う事業費を追加計上するもので、老朽化した学校施設の長寿命化改修やトイレの改修などに係る経費を計上するものでございます。その内訳としましては、植田西中学校体育館の長寿命化改修工事、城東中学校のエレベーター設置工事及び小中学校のトイレ改修工事に係る経費を計上するものでございます。

なお、下表にありますように、これら補正予算については、令和3年度に執行するものを除き、繰越明許費の補正を併せて行い、令和4年度に予算を繰り越し、事業を実施しようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和4年第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第8号「令和4年度当初予算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第8号「令和4年度当初予算について」ご説明申し上げます。

教育総務課長

本案は、教育委員会所管分の令和4年度当初予算について、令和4年第1回市議会定例会へ提出するに当たり、本委員会のご決定をいただこうとするものでございます。

令和4年度の教育費の予算額は、10款全体では217億8,494万1千円で、前年度予算に比べ、65億9,629万円の増額となっております。

このうち、子どもすこやか部所管の幼稚園費等及び市民部所管の公民館費を除く教育委員会所管分の予算は、198億2,132万円で、前年度に比べ66億9,203万6千円の増額となっております。

それでは、教育委員会所管分について、費目に沿って、ご説明いたします。

1項の教育総務費でございますが、1目 委員会費につきましては、教育委員の報酬並びに事務費の計上でございます。

次に、2目 事務局費の1 人件費につきましては、職員給与等を計上しております。

次に、2 会計年度任用職員人件費につきましては、会計年度任用職員の報酬等を計上しており、このうち、「教科指導マイスター派遣事業」につきましては、退職教職員を教科指導員として中学校に派遣

し、魅力ある授業づくりなどについて、担当教員へ指導を行うものでございますが、数学4名、英語3名、理科4名、国語4名、社会3名の計18名を配置することで、さらなる指導の充実を図るものでございます。

3 事務局総務費（教育総務課）につきましては、法律顧問報酬及び消耗品等の事務費に係る経費を計上しております。

4 事務局総務費（学校教育課）につきましては、事務費並びにこうぎき小学校に通学する旧木佐上小学校区、旧大志生木小学校区の児童及び野津原小学校に通学する旧野津原東部小学校区、旧野津原中部小学校区、旧野津原西部小学校区の児童に対する通学支援に係るスクールバス運行業務委託料等を計上しております。

次に、5 事務局総務費（学校施設課）につきましては、建物災害保険料や学校などのごみ収集の委託料等を計上しております。

6 事務局総務費（体育保健課）につきましては、児童生徒の安全等を一層促進するため、不審者情報や臨時休業時の連絡など、教育委員会や学校、保護者等間の連絡等を行う学校連絡システムの運用に係る経費を計上しております。

7 奨学助成事業につきましては、貸与型奨学金及び給付型奨学金等に係る経費を計上しております。

次に、8 労働安全衛生事業（学校教育課）につきましては、教職員の健康診断や産業医報酬等の労働安全衛生に係る経費を計上しております。

次に、3目 教育指導費の1 教育指導一般事業（学校教育課）につきましては、学校運営協議会委員及び学校評議員の報酬並びに事務費等を計上しております。

次に、2 教育指導一般事業（人権・同和教育課）につきましては、市内全戸に配布する啓発資料「みんなのねがい」や小中学校新入生の保護者に配布する啓発資料「じんけん」の印刷製本費等を計上しております。

3 特別支援等教育活動サポート事業につきましては、学習や生活

指導上、特に配慮が必要な児童生徒が在籍する学校に補助教員を配置する経費等を計上しておりますが、令和4年度につきましては、補助教員を3名増員し、計134名で計上しており、児童生徒一人一人に行き届いた教育を実現したいと考えております。

4 スクールサポートスタッフ配置事業につきましては、学習プリント等の印刷、児童生徒の健康観察カードのとりまとめ、学校施設の消毒作業等を教員に代わって行うスクールサポートスタッフを配置し、教員の負担軽減を図るものでございます。令和4年度につきましては、8名増員し、市立小中学校及び義務教育学校に合計81名配置することとしております。

5 大分っ子学習力向上推進事業につきましては、大分っ子非常勤講師25名の報酬等を計上しておりますが、配置している小学校23校においては、少人数指導や習熟度別指導、放課後の補充学習等により、きめ細かな指導を行っており、複式学級がある小規模校2校においては、複式の授業を解消するために、学年別の指導や課題別の指導を行っているところであり、引き続き、児童一人一人の学力の定着・向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、6 大分っ子基礎学力アップ推進事業につきましては、基礎学力向上のための指導の充実を図るもので、大分市標準学力調査等に係る経費を計上しております。

7 外国語指導助手招聘事業につきましては、グローバル化に対応した、大分市立小中学校における外国語教育の充実及び幼稚園等における国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手、いわゆるALTを小中学校や幼稚園等に派遣するもので、令和4年度につきましては、JETプログラムの28名、民間事業者の6名の計34名配置することとしております。

8 日本語指導等支援事業につきましては、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に日本語指導を行う民間の講師や通訳を派遣するための謝礼金を計上するとともに、来日直後等の児童生徒等に対し、集中的な指導や支援を行うことのできる「日本語指導専任指導員」2名の

配置等に係る経費を計上しております。なお、令和4年度につきましては、児童生徒の理解を深め、指導の継続性を高めるため、新たに日本語指導者研修会や連絡会等の実施に係る経費を計上しております。

9 大分市小中一貫教育推進事業につきましては、義務教育学校の碩田学園及び小中一貫教育校の賀来小中学校、神崎小中学校並びに小中一貫教育実践発表校等における公開研究発表会等を通じた研究成果の還元に係る経費などを計上しております。

10 生徒指導関係事業につきましては、生徒指導上の諸課題の解決に向けた研修に係る経費、学校に対する保護者などからの相談・苦情に対して専門的見地から問題解決を図る「学校問題解決支援チーム」に係る経費や児童生徒や学級の状況を客観的に把握し指導に活用することができるhyper-QU検査の実施に係る経費等を計上しており、令和4年度につきましては、学校には登校できるが教室には行けない児童生徒への学習支援及び保護者、学級担任等との連絡調整等を行う支援員となる「スクールライフサポーター」を2名増員し、学校生活への適応を図っていくことのできる居場所等を確保するとともに、教室復帰や社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援を行うこととしております。

次に、11 学校図書館活性化事業につきましては、学校図書館の運営を支援する学校図書館支援員60名の報酬などを計上しております。

12 生き生き学習サポート事業につきましては、専門的な知識、技能等を有する地域の人材を学校教育支援員として登録する「学校教育支援バンク」や各学校の「人材バンク」からの外部講師の活用を支援するもので、様々な分野の学校教育支援員や外部講師への謝礼金などの経費を計上しております。

13 武漢市学校交流事業につきましては、大分市と武漢市の友好交流事業の1つであり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断しておりますが、今後も中学生同士の体験入学を実施するため、武漢市の生徒及び引率者の本市滞在に係る経費や本市生徒及び引率者

を武漢市に派遣する旅費などの経費を計上しております。

次に、4目 教育センター費の1 人件費につきましては、教育センター職員及び任期付職員となるスクールソーシャルワーカーの職員給与等を計上しております。

2 教育センター総務費につきましては、事務費及び施設の維持管理経費等を計上しております。

3 教育相談・特別支援教育推進事業につきましては、教育相談や特別支援教育に係る教職員の専門性や指導力を高めるための研修講師への謝礼金、学校における生徒指導上の課題の解決に向けて配置しているスクールソーシャルワーカーの報酬や日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師を派遣する経費等を計上しております。なお、令和4年度につきましては、新たに、特別支援教育アドバイザーを3名配置し、障がいのある児童生徒への指導や支援の充実及び特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任等の専門性の向上並びに校内支援体制の充実を図ることとしております。

次に、4 教職員指導力向上推進事業につきましては、教職員に対する研修の講師への謝礼金や招聘旅費等に係る経費の計上でございます。

5 教育の情報化推進事業につきましては、教育の情報化の推進を図るための児童生徒の教育用コンピュータ機器等の借上料、教職員の校務用ネットワークの運用・管理に係る経費やG I G Aスクール構想実現に向けた一人1台端末の配備に伴う関係経費等を計上しております。

2項の小学校費でございますが、1目 学校管理費の1 人件費につきましては、小学校に所属する学校主事、給食調理員の職員給与等の計上でございます。

2 小学校運営事業（学校教育課）につきましては、小学校の図書購入費等の計上でございます。

3 小学校運営事業（学校施設課）につきましては、学校運営に必要な経費として教材や、机・椅子、理科教育用設備備品の購入費等を

計上しております。

4 小学校保健事業につきましては、学校医及び学校薬剤師の報酬に係る経費等を計上しております。

次に、5 小学校施設管理事業（学校施設課）につきましては、小学校における光熱水費、校舎警備や浄化槽等の保守点検に係る委託料、校舎等の営繕工事費、児童生徒数の増加による教室不足を解消するための一時使用教室の借上料のほか、小学校跡地利活用に係る経費等を計上しております。

6 小学校施設整備保全事業（学校施設課）につきましては、「大分市教育施設整備保全計画」に基づく、長寿命化改修に向けた設計業務委託等に係る経費を計上しております。なお、主な長寿命化改修工事に係る経費は、国の補正予算に伴い、令和3年度3月補正予算に計上しております。

7 小学校空調設備整備事業につきましては、小学校に設置する空調機の維持管理等に係る経費を計上しております。

次に、2目 教育振興費の1 学校活動補助事業につきましては、日本スポーツ振興センターに対する負担金を計上しております。

2 教材等購入事業につきましては、教師用の教科書及び指導書の購入費を計上しております。このうち、令和4年度につきましては、令和3年度に続き、国における「学習者用デジタル教科書実証事業」に参加するため、指導者用デジタル教科書の購入費を計上しております。

次に、3及び4の就学援助事業につきましては、経済的理由で就学困難な児童の保護者に対する学用品費や、医療費等を支給する援助費等を計上しております。

次に、3目 学校建設費の1 金池小学校施設整備事業につきましては、金池小学校の校舎・屋内運動場等の全面的な改築をPFI事業にて行うこととしており、令和4年度につきましては、PFI事業に係る施設整備委託料等を計上しております。

2 大在東小学校施設整備事業につきましては、大在小学校及び大

在西小学校について、通学区域を再編し、分離新設校を大在東グラウンドに整備するもので、令和4年度につきましては、設計等委託料及び工事請負費を計上しております。

次に、3項中学校費でございますが、1目学校管理費の1 人件費につきましては、中学校に所属する学校主事の職員給与等の計上でございます。

2 中学校運営事業（学校教育課）につきましては、中学校の図書購入費、中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金等を計上しております。

3 中学校運営事業（学校施設課）につきましては、学校運営に必要な経費として教材や、机・椅子、理科教育用設備備品の購入費等を計上しております。

4 中学校保健事業につきましては、学校医及び学校薬剤師の報酬等に係る経費等を計上しております。

次に、5 中学校施設管理事業（学校施設課）につきましては、中学校における光熱水費、校舎警備や浄化槽等の保守点検に係る委託料、校舎等の営繕工事費等を計上しております。

6 中学校施設整備保全事業（学校施設課）につきましては、長寿命化改修に向けた設計業務等に係る経費を計上しております。

7 中学校空調設備整備事業につきましては、中学校に設置する空調機の維持管理等に係る経費を計上しております。

次に、2目 教育振興費の1 学校活動補助事業につきましては、日本スポーツ振興センターに対する負担金を計上しております。

2 教材等購入事業につきましては、教師用の教科書及び指導書等の購入費を計上しております。このうち、令和4年度につきましては、小学校同様、国における「学習者用デジタル教科書実証事業」に参加するため、指導者用デジタル教科書の購入費を計上しております。

3 部活動指導員活用事業につきましては、学校職員として部活動の指導及び引率等を行うことができる部活動指導員の配置に係る人件

費等を計上しております。

4及び5の就学援助事業につきましては、小学校費と同じく、経済的理由で就学困難な生徒の保護者に対する学用品費や医療費等を支給する援助費等を計上しております。

4項の幼稚園費でございますが、1目 幼稚園費の2 人件費（教育総務課）及び3 会計年度任用職員人件費（教育委員会）につきましては、幼稚園職員の給与等の計上でございます。

6 幼稚園保健事業（体育保健課）につきましては、幼稚園医に対する報酬等に係る経費を計上しております。

5項の社会教育費でございますが、1目 社会教育総務費の1 人件費及び2 会計年度任用職員人件費（教育委員会）のほか、3 社会教育総務費につきましては、社会教育委員報酬、「人権フェスティバル」などの経費、社会教育関係団体への運営費補助、「おおいたナイトスクール事業」に係る経費等を計上しております。

次に、4 20歳（はたち）のつどい事業につきましては、会場の設営委託料等を計上しております。

5 地域子ども教育支援事業につきましては、子どもたちの社会性を育むため、地域の団体等が放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもに様々な体験活動や学習の機会を定期的かつ継続的に提供する「おおいたふれあい学びの広場推進事業」や地域学校協働活動を推進する「地域コーディネーター」設置等に係る経費を計上しております。

6 家庭教育支援推進事業につきましては、就学時健診での子育て講演会、全中学校及び義務教育学校対象の思春期講演会等の経費を計上しております。

7 集会所管理運営事業につきましては、市内に4か所あります教育集会所の管理運営に係る経費を計上しております。

次に、8 陶芸楽習館管理運営事業につきましては、河原内陶芸楽習館の維持管理及び教室・講座の開催に係る経費等を計上しております。

9 情報教育運営事業につきましては、これまで情報学習センターで実施してきましたICT講座や情報モラル講習会等を、地区公民館等をはじめとする、市民の利便性に配慮した施設において実施する経費等を計上しております。

10 のつはる西部の楽校管理運営事業につきましては、令和4年7月から供用開始する「大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校」の管理運営に係る経費を計上しております。

次に、2目 文化財保護費の1 人件費のほか、2 文化財保護一般事業につきましては、文化財保護審議会や高崎山管理委員会などに係る経費、海部古墳資料館などの文化財課所管の施設の維持管理や、市指定文化財の保存、保護に係る経費のほか、県指定史跡「小牧山古墳群」基盤整備事業、後藤家住宅保存修理事業や伝統芸能伝承師認定事業等に係る経費を計上しております。

3 大友氏遺跡保存整備事業につきましては、国指定史跡大友氏遺跡の適切な保存を図るとともに、歴史公園として段階的に整備し公開・活用を行うもので、令和4年度につきましては、市道顕徳10号線及び錦町10号線一部撤去工事等を実施するとともに、史跡地の発掘調査を引き続き実施し、中心建物域及び歴史文化観光拠点施設の整備の検討を進めていくこととしております。

次に、4 大友氏遺跡情報発信事業につきましては、大友氏遺跡や大友氏に関する情報発信に係る経費などを計上しており、令和4年度につきましては、大友氏遺跡フェスタ等の各種イベントの開催やジュニアガイドの育成等を行うこととしております。

5 南蛮BVNGO交流館管理運営事業につきましては、交流館の管理運営に係る経費を計上しております。

次に、6 市内重要遺跡確認調査事業につきましては、中世大友府内町跡の確認調査等に係る経費の計上しております。

7 埋蔵文化財発掘調査受託事業につきましては、民間の宅地開発等に伴う発掘調査及び整理作業等を開発者から受託して行うための経費を計上しております。

8 地域文化資源保存活用推進事業につきましては、文化資源を次世代に継承し、観光・地域活性化・教育分野で活用するなど、DXによる地域文化資源の継承及び活用を推進するもので、令和4年度につきましては、デジタルアーカイブで公開予定の資料を所有する各課と調整を行うとともに、公開資料の撮影及びシステム構築の検討に係る経費等を計上しております。

次に、3目 エスペランサ・コレジオ費の1 人件費のほか、2 管理運営事業につきましては、講師に対する謝礼金に係る経費等を計上しております。

次に、4目 公民館費のうち、5 地区公民館施設整備事業につきましては、地区公民館のうち最も古く、昭和47年に建築された鶴崎公民館について、大規模改修を行うものであり、改修にあたっては、集会室の整備をはじめ、老人憩いの家やエスペランサ・コレジオを集約化するもので、令和4年度につきましては、集会室棟建設工事等を実施することとしております。

なお、地区公民館施設整備事業に係る経費を除く公民館費につきましては、市民部において計上しております。

次に、5目 青少年費の1 青少年育成事業につきましては、補導員に対する報償費、青少年健全育成協議会に対する補助金に係る経費等を計上しております。

次に、6目 少年自然の家費の1 人件費のほか、2 少年自然の家管理運営事業につきましては、主催事業の開催に係る経費や施設の維持管理費、小学生ののつはる少年自然の家での集団宿泊体験活動に伴うバス借上料等を計上しております。

次に、3 少年自然の家施設整備事業につきましては、中庭改修工事に係る経費を計上しております。

4 集団宿泊体験事業につきましては、中学生の集団宿泊体験活動に伴うバス借上料を計上しております。

次に、7目 歴史資料館費の1 人件費のほか、2 歴史資料館管理運営事業につきましては、歴史資料館の管理運営や、埋蔵文化財保

存活用センター、隣接する史跡公園などの維持管理等に係る経費を計上しております。

次に、3 資料購入事業につきましては、歴史資料館の資料充実を図るために、郷土大分の歴史や文化の理解に重要と思われる貴重な史料などの収集に係る経費等を計上しております。

4 企画展事業につきましては、秋季特別展、テーマ展、各種講座の開催に係る経費等を計上しております。

次に、8目 市民図書館費の1 人件費のほか、2 市民図書館管理運営事業につきましては、地区公民館図書室等との図書配送業務委託料、窓口業務委託料、図書館ネットワークシステム機器リース料、図書購入に係る経費等を計上しております。

次に、9目 美術館費の1 人件費のほか、2 美術館管理運営事業につきましては、美術館維持管理等委託料など施設の維持管理経費等を計上しております。

次に、3 美術品等管理事業につきましては、所蔵美術品の修繕費、美術品管理に係る委託料等を計上しております。

4 広報活動事業につきましては、年間リーフレット印刷製本費や展覧会PRの広告料等、美術館利用促進のための広報に係る経費を計上しております。

5 教育普及事業につきましては、広く美術館を活用してもらうための各種講座の開催等に係る経費を計上しております。

6 展覧会事業につきましては、特別展の開催に係る展覧会搬送業務等委託料及び開催負担金、ポスター及び県立美術館との共通優待券等の印刷費等を計上しております。

次に、7 ミュージアムショップ運営事業につきましては、ミュージアムショップの運営に係る委託料を計上しております。

8 美術品等購入事業につきましては、収集方針に沿った絵画等の美術品の購入に係る経費を計上しております。

次に、10目 アートプラザ費の1 アートプラザ管理運営事業につきましては、指定管理業務委託料等に係る経費の計上でございま

す。また、令和4年度につきましては、新たな知の拠点整備に向けた、アートプラザの躯体健全調査委託料等を計上しております。

次に、11目 海星館費の1 海星館管理運営事業につきましては、指定管理業務委託料や海星館休館中実施する教室運営委託料等に係る経費の計上でございます。

2 海星館施設整備事業につきましては、「大分市教育施設整備保全計画」及び「大分市関崎海星館施設整備基本構想」に基づき、施設の中規模改修及び機能強化改修を行うもので、令和4年度につきましては、建物改修工事及びプラネタリウム・天体望遠鏡の製作設置等を実施することとしております。なお、リニューアル後のオープン時期といたしましては、令和5年の夏頃を予定しております。

6項の保健体育費でございますが、1目 保健体育総務費の1 人件費のほか、2 会計年度任用職員人件費、3 保健体育総務費につきましては、人件費及び事務費等を計上しております。

4 学校体育振興事業につきましては、児童生徒の体力向上を図るため、体力向上推進事業の経費を計上するほか、中学校の運動部活動の実施体制の充実を図るための外部指導者に対する謝礼金、中学校体育大会に派遣する生徒に対する補助金や民間プールを活用した水泳授業の実施等に係る経費を計上しております。

次に、2目 学校保健費の1及び2の学校保健事業につきましては、児童生徒の学校保健会補助金や、学校の飲料水やプールの水質を検査する手数料等を計上しております。

3 歯と口の健康づくり事業につきましては、フッ化物洗口に係る洗口液の配送及び薬剤管理に係る委託費、洗口に係る消耗品費等を計上しており、「歯みがき指導」「食に関する指導」「フッ化物洗口」を実施することにより、学校における歯と口の健康づくりを推進するものでございます。

4 学童健康診断事業につきましては、幼小中学校の児童生徒等に対する腎臓検診など各種健康診断の委託料等を計上しております。

次に、3目 学校給食共同調理場費の1 人件費のほか、2 東部

共同調理場管理運営事業及び3 西部共同調理場管理運営事業につきましては、給食配送業務委託及び調理等業務委託、施設維持管理経費等を計上しております。

次に、4目 学校給食費の1 学校給食管理事業（学校施設課）につきましては、小学校給食調理場の維持補修等に係る経費を計上しております。

2 学校給食管理事業（体育保健課）につきましては、小学校給食調理場の維持管理経費、小学校給食調理場調理等業務委託及び学校給食費公会計化等学校徴収金管理事業に係る経費等を計上しております。

このうち、小学校給食調理場調理等業務委託につきましては、令和元年度より民間委託を行っている大分市立春日町小学校外4校分の契約が令和4年7月で終了するため、8月以降の委託業者についてプロポーザル形式により再度、選定を行うとともに、新たに業務委託校を1校追加することとしております。

また、学校給食費公会計化等学校徴収金管理事業につきましては、学校給食用食材の購入に係る賄材料費、学校給食費の口座振替等に係る手数料、学校給食費・徴収金管理システムの運用保守など、学校給食費の公会計化に係る関係経費を計上しております。

次に、3 学校給食指導事業につきましては、学校給食食物アレルギーへの対応や衛生管理に関する指導、食育推進事業等に係る経費等を計上しております。

最後に、債務負担行為でございます。

ただ今、ご説明いたしました令和4年度当初から進める事務事業のうち、令和4年度以降に支払を約束することとなるものについては、その予算額を確保しておく必要があります。

こうしたことから、表にある項目につきまして、それぞれ記載の額、期間を限度として、令和4年度当初予算に債務負担行為として設定するものでございます。

「学校徴収金納付書作製等業務委託料（令和5年度分）」につつまし

ては、令和5年度当初に学校徴収金に係る納入通知書等を使用するため、令和4年度中に契約のうえ、作製する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「奨学資金貸付金（令和4年度貸付分）」及び「未来自分創造資金（令和4年度採用分）」につきましては、奨学生が在籍する修学期間中に貸付又は給付の対応が必要となるため、設定するものでございます。

次に、「大道小学校一時使用教室棟借上料」につきましては、児童数の増加に伴う教室不足に対応するための一時使用教室のリース契約を5年間行う必要があるため、設定するものでございます。

次に、「明治小学校一時使用教室棟借上料」につきましては、児童数の増加に伴う教室不足に対応するための一時使用教室のリース契約を5年間行う必要があるため、設定するものでございます。

次に、「坂ノ市小学校一時使用教室棟借上料」につきましては、児童数の増加に伴う教室不足に対応するための一時使用教室のリース契約を5年間行う必要があるため、設定するものでございます。

次に、「城南中学校校舎等長寿命化改修事業アドバイザー業務委託料」につきましては、令和5年度実施予定の長寿命化改修事業の入札手続に向けて、令和4年度より資料作成等の準備を行う必要があるため、設定するものでございます。

次に、「東部共同調理場調理等業務委託料」につきましては、令和5年8月から3年間の委託契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「東部共同調理場配送業務委託料」につきましては、令和5年4月から5年間の委託契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「小学校給食調理場調理等業務委託料」につきましては、令和4年8月から3年間の委託契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「学校給食費納入通知書作製等業務委託料（令和5年度分）」

につきましては、令和5年度当初に学校給食費に係る納入通知書等を使用するため、令和4年度中に契約のうえ、作製する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「学校給食用食材購入費」につきましては、令和5年度1学期開始時から学校給食を提供する上で、令和4年度中に食材等の契約・発注を行う必要があることから、設定するものでございます。

次に、「市民図書館図書購入費」につきましては、令和5年度の図書購入に向けて、令和4年度中に契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「関崎海星館外構改修工事請負費」につきましては、外構工事が令和4年度から2年間を要するため、設定するものでございます。

次に、「後藤家住宅保存修理事業」につきましては、屋根解体修理工事等が令和4年度から2年間を要するため、設定するものでございます。

次に、「大友氏館跡建造物等復元整備基本計画策定業務委託料」につきましては、大友氏館跡建造物等復元整備基本計画の策定が令和4年度から2年間を要するため、設定するものでございます。

次に、「大友氏遺跡用地取得事業」につきましては、大友氏遺跡の保存・整備に向けて用地取得を行うもので、用地取得にあたって先行取得をする必要があるため、設定するものでございます。

次に、「図書資料データ化業務委託料」につきましては、新たな知の拠点整備に向け、磯崎新氏関係資料等を公開・閲覧できるよう磯崎新氏寄贈図書のデータ化を行うこととしており、令和4年度から2年間を要するため、設定するものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和4年第1回市議会定例会で審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

ここで休憩いたします。

教育長



全委員 (なしとの声)  
教育長 それでは採決いたします。教議第8号は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)  
教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。  
教育長 それでは次に、教議第9号「大分市立学校職員の給与に関する条例  
の一部改正について」を議題といたします。  
事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第9号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正につ  
教育総務課長 いて」ご説明申し上げます。  
本案は、大分市職員に準じ、幼稚園教諭の期末手当を改定しようと  
するものでございます。  
改正内容は、期末手当の支給月数について、一般職員については  
0.15月、再任用職員については0.1月を引き下げようとするもの  
でございます。令和4年度から適用し、6月期、12月期に均等に  
配分することとしております。  
また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、  
当該期末手当に係る改定が令和3年度において実施されていた場合  
に、令和3年12月に支給する期末手当から減額されていたであろう  
額を調整額として、令和4年6月に支給する期末手当から減額しよ  
うとするものです。  
なお、施行期日は、公布の日からでございます。  
以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上  
は、令和4年第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとす  
るものでございます。  
以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)  
教育長 それでは採決いたします。教議第9号は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第10号「令和4年度大分市立小学校の廃校について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第10号「令和4年度大分市立小学校の廃校について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立一尺屋小学校の廃校についてご決定をいただこうとするものでございます。

一尺屋小学校につきましては、平成13年度に児童数の減少により休校となっており、診療所として活用した後、現在は、不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導援助を行う「フレンドリールーム」の教室外活動の場「一尺屋オレンジルーム」等で活用しているところでございます。

この度、大分市立小中学校適正配置基本計画が計画期間を満了するにあたり、休校のまま20年が経過し、今後も児童数の増加が見込めない状況である一尺屋小学校の廃校について、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、廃校とする年月日は、令和4年4月1日でございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第11号「大分市立小学校設置条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第11号「大分市立小学校設置条例の一部改正について」ご説

明申し上げます。

本案は、大分市立一尺屋小学校の廃校に伴い、大分市立小学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、本条例別表中、「大分市立一尺屋小学校」を削除するものであり、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和4年第1回市議会定例会での審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

教育長                   それでは採決いたします。教議第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

教育長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長                   それでは次に、教議第12号「FUNAI文化遺産整備基金条例の制定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

審議監兼               教議第12号「FUNAI文化遺産整備基金条例の制定について」  
文化財課長             ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度に策定された「大分市歴史的風致維持向上計画」の「重点区域」に設定されております「府内」地域の文化遺産の保全と整備を目的として、「FUNAI文化遺産整備基金条例」を制定しようとするものでございます。

基金の概要でございますが、大分市民並びに全国の支援者から「府内地域の文化遺産の保全と整備」に資する事業に対して寄附を募るものでございます。寄附者には、当面の対象事業としている「大分城址公園整備・活用事業」並びに「史跡大友氏遺跡歴史公園整備事業」のいずれかを選択していただくこととなります。本基金により、市費負

担の軽減のほか、官民一体となった本市の歴史を活かしたまちづくりの機運を醸成する効果が期待されます。

整備対象でございますが、まずは、短期の整備対象として、「府内城人質櫓の修復」、「大友館中心建物の復元」を設定し、将来的には、大分城址公園の「石垣の修復」や大友氏遺跡歴史公園の「唐人町跡の整備」等へ寄附金の活用を予定しております。

なお、条例の施行期日につきましては、周知期間を考慮し令和4年5月1日としております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和4年第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第13号「大分市文化財保護条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

審議監兼

教議第13号「大分市文化財保護条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

文化財課長

第1回定例の本委員会におきまして、文化財保護法の改正に伴う「文化財登録制度の新設」についてご説明したところでございますが、本案は、登録制度の新設にあたり、登録文化財の保存及び活用のために必要な措置を講ずるため、「大分市文化財保護条例」の一部を改正しようとするものでございます。

第7章として「市登録文化財」を加え、第1節として「種別」を規定し、第2節から第6節までにおいて、有形、無形、有形民俗、無形

民俗、史跡、名勝、及び天然記念物の各種別における登録、抹消、所有者の管理義務、教育委員会の助言、登録証の引渡し等を規定しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、文化財保護法の改正が施行されます令和4年4月1日としております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和4年第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

教育長                   それでは採決いたします。教議第13号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

教育長                   ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長                   それでは、教議第14号「令和3年度未来自分創造資金奨学生の決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼  
教育総務課長           教議第14号は、個人情報に関する案件でございますので、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

また、議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長                   どうぞ

教育長                   それでは事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第14号は原案のとおり決定する。)

教育長                   それでは、教議第15号「県費負担教職員の処分の内申について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第15号は原案のとおり決定する。)

教育長                   それでは、教議第16号「県費負担教職員の処分について」を議題

といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第16号は原案のとおり決定する。)

教育長

それでは、教議第17号「県費負担教職員の処分について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第17号は原案のとおり決定する。)

次長兼

それでは、お配りした議案書等を回収させていただきます。

教育総務課長

教育長

以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

次長兼

次回の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

教育総務課長

3月は3月30日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

その他の予定でございますが、第4回総合教育会議が2月25日金曜日午前10時15分から本庁舎8階大会議室にて開催されます。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後5時10分 閉会)